

市税などの納付に関してのお願い

納期限までに納付してください

市税などの納期限は、納税（納入）通知書や納付書に記載してありますので、納期限を確認し、納め忘れのないようお願いいたします。

納期限を過ぎますと督促状を発送します。それでも、納付のない場合には財産調査のうえ、滞納処分に移行します。

※納付書のコンビニ取扱期限は、納期限ではありません。

市税などの納付は便利で安心な口座振替で

口座振替にすると指定された口座から自動的に引き落とされるため、納付に出向く手間もなく、また、納め忘れもなく安心です。

申込方法

次のいずれかで申し込みしてください。

- ①納税通知書に同封の「口座振替申込用はがき」に記入・押印し、プライバシーシールを貼って郵送。
- ②市内金融機関（郵便局・ゆうちょ銀行を含む）に備え付けの申込書により、金融機関窓口で申し込み。指定する口座の預金通帳と届出印をお持ちください。
- ③納税課窓口で申込書に記入・押印のうえ納税課へ提出。キャッシュカードをお持ちいただければ、届出印不要で登録手続きができます。（一部対応していない金融機関、キャッシュカードがあります）

※口座名義人がお亡くなりになられた場合や、口座振替納付をやめる場合は、必ず届出が必要です。

ご利用できる金融機関（順不同）

千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、千葉信用金庫、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、みずほ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、千葉みらい農業協同組合、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、ゆうちょ銀行（郵便局を含む）

※下水道事業受益者負担金は、三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行、みずほ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、ゆうちょ銀行（郵便局を含む）の取り扱いがありません。

ペイジー (Pay-easy) 納付、クレジットカード納付

4月から、ペイジーによる納付、クレジットカードによる納付ができるようになりました。

※市営住宅使用料・駐車場使用料、下水道事業受益者負担金を除く。

ペイジー (Pay-easy) による納付

ペイジーに対応しているインターネットバンキング、モバイルバンキングの契約があれば、ネットからの手続きで納付ができます。手数料はかかりませんが、通信料が発生します。ペイジー対応のATMでは、現金またはキャッシュカードで納付できます。

クレジットカードによる納付

八街市のホームページから「八街市納付サイト」にアクセスし、クレジットカード情報など必要事項を入力することで納付手続きができます。

納付金額に応じたシステム利用料と通信料がかかります。

※ペイジーおよびクレジットカードによる納付の場合、領収証書は発行されません。

◎新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難になった場合、一定の条件を満たしている方は市税や各料金などで、申請により猶予制度を受けることができますので、ご相談ください。

◎10月の日曜開庁日は、小出義雄杯八街落花生マラソン大会の延期により、最終日曜日の10月25日に変更になりました。

市税などの問い合わせ先一覧

- 市県民税（普通徴収分）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税（普通徴収分）

☎納税課 ☎443-1115

- 市営住宅使用料
 - 市営住宅駐車場使用料
- ☎都市計画課 ☎443-1430

- 介護保険料（普通徴収分）
- ☎高齢者福祉課 ☎443-1491

- 後期高齢者医療保険料（普通徴収分）
- ☎国保年金課 ☎443-1139

- 下水道事業受益者負担金
- ☎下水道課 ☎443-1440

記号の見方 曜日 時間 会場 内容 対象 定員 費用 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

FAX 444-0815

ひとり親家庭等医療費等助成現況届はお早めに

ひとり親家庭等医療費等助成を受けている方は、毎年現況届を提出する必要があります。

現在、受給されている方には、現況届を郵送してありますが、届いていない場合は、子育て支援課までご連絡ください。

現況届を提出されないと、11月以降の医療費助成は受けられません。

提出期間 8月3日(月)～31日(月) 午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く) 提出場所 子育て支援課

お持ちいただくもの
・ひとり親家庭等医療費等助成現況届
・受給者と対象児童の健康保険証など

・印鑑（同居親族で名字が違う方がいる場合はその方の印鑑も必要です）
※受給者または扶養義務者の方が、令和2年1月2日以降に八街市へ転入された場合は、所得確認の同意書が必要です。また、同意書は対象となる方の自筆となります。

※これ以外の書類が必要になる場合があります。
☎子育て支援課 ☎443-1693

児童扶養手当現況届はお早めに

児童扶養手当を受給されている方は、毎年現況届を提出する必要があります。

現在、受給されている方には、現況届を郵送してありますが、届いていない場合は、子育て支援課までご連絡ください。

提出期間 8月3日(月)～31日(月) 午前8時30分～午後5時15分 (土曜・日曜日、祝日を除く) 提出場所 子育て支援課

お持ちいただくもの
・児童扶養手当現況届
・児童扶養手当証書
・生計維持方法確認調書
・養育費等に関する申告書
※このほか、状況に応じて必要書類が異なる場合があります。
☎子育て支援課 ☎443-1693

